

平成 24 年度 12 月補正(専決処分)の概要

一般会計補正予算(第 5 号)

1 補正予算の内容

ごみ焼却施設建設工事の指名競争入札での談合に係る損害賠償請求訴訟の判決確定後、本市を相手取り提起された弁護士費用請求訴訟の判決が確定したことにより、原告に対し、判決確定額を支払うため、平成 24 年度一般会計補正予算(第 5 号)を編成する。

なお、経費の執行に当たっては、急施を要することから、この補正予算については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分を行う。

2 補正予算の規模

(単位：千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
193,675,331	37,338	193,712,669

3 歳入歳出補正予算額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
地方交付税	37,338	総務費	37,338
合 計	37,338	合 計	37,338

4 費目別事業概要等

総務費 37,338 千円

弁護士費用支出金 37,338 千円

弁護士費用請求訴訟の判決確定により、判決確定額を支払う。